

篠崎 進士 法律事務所報



2014年 夏号



02

パートナー弁護士座談会 【自らの業務を語る】(その1)

04

弁護士2年目、鶴岡拓真のある日 所属弁護士 鶴岡拓真

05

これからの税制改正 税理士 藤代節子

06

民暴ABC 反社との面談・交渉の仕方について(その5) 弁護士 小川幸三

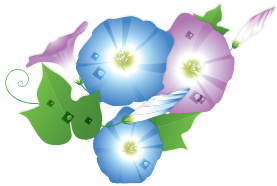
07

動産仮処分執行(売掛金の回収) 事務局 北出誠之

08

近況報告

自らの業務を語る (その1)



寺 嵐：本日は、事務所報平成26年夏号掲載用に、篠崎先生以下、パートナーの進士先生、小川先生、私、杉山先生で、それぞれの業務などについて語っていただき、顧客の皆様当事務所をより深く知っていただく契機になればと考えております。まずは篠崎先生、お願いします。

篠崎：私がこの虎ノ門で独立開業したのは昭和46年、もう43年経ちました。弁護士一人、職員一人の「篠崎芳明法律事務所」としてスタートしたのが、今では弁護士11名、職員8名の「篠崎・進士法律事務所」に発展しました。私が事務所を創設した目的は、弁護士業務を通じて人権擁護と社会正義の実現を図ることでしたが、その志は、現在も変わっていません。私は、昭和50年代から暴力団等の反社会的勢力の問題に取り組んでおり、昭和60年代はじめに、日弁連の民暴委員会委員を中心に大弁護士団を組織し、人格権による暴力団事務所の使用差し止めを勝ち取った著名事件では、法律構成をまとめると共に筆頭副団長を務めました。この裁判は、その後の人格権による暴力団事務所の使用差し止めや各種暴力的要求行為差し止め請求に道を開く画期的な役割を果たしていると自負しています。また私は、反社会的勢力に対抗するだけでなく、県や区を相手取って予備校設置不認可処分や区道通行不認可処分の取消を求める訴訟も行い、いずれも勝訴判決を勝ちとるなど、「公権力の横暴」に立ち向かう行政訴訟も数多く手がけてきました。

寺 嵐：組事務所の使用差し止め事件はもちろん有名ですが、行政訴訟の判決も、「判例百選」に掲載されている有名な事件ですね。

篠崎：もちろん、目の前の事件を依頼者のために一所懸命にやってきた結果なのですが、判例を確立することで、世の中の不条理を少しでも糺すことができたのなら、事務所創設の目的が達成できたということでもあり、弁護士として、これに勝る喜びはないですね。そうした当事務所の活動を依頼者の皆様が評価して下さって、顧問先も120顧客を超えるまでに発展しました。本当に有り難いことです。

寺 嵐：当事務所の顧問先は、多くの上場企業を含む株式会社や学校法人、JAから個人のお客様まで幅広いので、

日々、本当に多種多様なご相談をいただいていると実感しておりますが、最近の傾向として、目立って多いのは、やはり・・・。

篠崎：金融機関をはじめとする多くの企業からのご相談・ご依頼を受けて、反社会的勢力との既存契約を解消する案件が大変多くなっています。当事務所では、この種案件は主に私がアソシエイト弁護士と共に担当していますが、小川弁護士も金融機関から同様のご依頼を受けているし、寺嵐君も担当しているでしょう。

寺 嵐：はい。私や、杉山弁護士もご相談・ご依頼を受けています。

篠崎：もちろん、契約時には反社会的勢力と認識せずに契約を締結した、ということなのでしょうが、相手方が反社会的勢力だと判明した場合には、可能な限り、すみやかに契約関係を解消すべきだし、最近の世の中の趨勢に鑑みても、各企業にとってはそれだけこの問題が喫緊の課題となっているということでしょうね。この種のご相談・ご依頼はこれからますます増えるでしょうから、当事務所としても、心して取り組んで行かないといけません。私も、独立開業して43年、弁護士としては48年目に入りましたが、いまでも現役バリバリで毎日忙しく業務に邁進できることは、嬉しいことです。

寺 嵐：ありがとうございます。続いて、進士先生、お願いします。

進士：私は、平成5年に弁護士登録し、今年で弁護士22年目、義父でもある篠崎先生の要請を受けて当事務所に所属したのが平成16年、パートナーとして参画したのが平成20年ですから、当事務所のパートナーとしては今年で7年目になりますね。現在の担当業務は、会社訴訟、会社非訟、株主総会指導など、主として企業法務分野が中心ということになります。もちろん、親族・相続の紛争など、個人のご依頼案件も、アソシエイト弁護士と共に手がけています。

寺 嵐：そういえば、進士先生は、「遺言信託PT（プロジェクトチーム）」の世話役も務めていますね。しかし、進士先生といえばやはり倒産案件ではないですか。東京弁護士会の倒産法部でも、事務局長を経て、平成24年度と25年度は部長を務めていますよね。



進士：倒産ですか、そうですね（笑）。弁護士として仕事を始めた当初は、倒産事件を専門分野のひとつとして扱うとは夢にも思っていなかったのですが。

寺 嵐：それが、なぜ、倒産を専門分野にすることに。

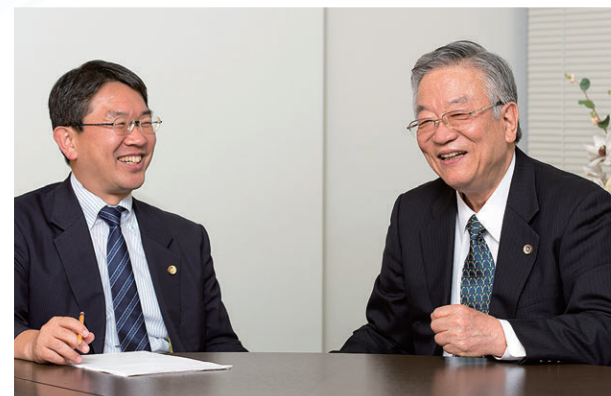
進士：一言で言うと、ご縁でしょうね。私が当事務所に参画する前所属していた事務所では、一年目から法人の私的整理案件を多く担当させていただいたのですが、それによって、「最大多数の最大幸福」を目指す倒産事件の必要性和有用性に魅せられた、というか。

寺 嵐：「最大多数の最大幸福」ですか。良い言葉ですね。ベンサムでしたっけ。

進士：そうです。その後も、日本経済が長期リセッションの渦中にあるなかで、倒産・事業再生案件の需要は日増しに増えていき、私も日々の案件を手がけながら、平成12年の民事再生法、平成14年の改正会社更生法、平成15年の新破産法など、新しい倒産法制を学び、同時に、倒産・事業再生案件の実務から得られる様々な知識、経験、ノウハウを蓄積していきました。平成15年度に村松謙一先生・綾克己先生に声を掛けていただいて東京弁護士会倒産法部の執行部に入る機会に恵まれたことも大きかったと思います。数々の著名事件を手がけた、日本を代表する倒産弁護士の先生方の仕事ぶりを目の当たりにし、また、それら先輩方のご縁をいただくことができました。そうして研鑽を重ねた結果、数多くの破産管財事件（破産管財人）、法人再生事件（監督委員）の他に、平成13年のノンバンクの会社更生申立事件、平成14年の郊外型量販店の民事再生申立事件、平成18年の薬品治験関連会社の民事再生申立事件、平成20年の観光事業会社の会社更生申立事件、平成21年の食品会社の民事再生申立事件、平成22年のゴルフ事業会社の会社更生管財事件、平成25年のメーカーの事業再生ADRなど、多くの大型倒産・事業再生案件に、申立人代理人、申立債権者代理人、管財人、監督委員、スポンサー代理人など、様々な立場で関与することができました。またこの間、近時の倒産法・会社法の順次改正と倒産実務の進展に関するいくつかの書籍にも、共著者として関わっています。

寺 嵐：倒産・事業再生案件の魅力について、先ほど、一言で「最大多数の最大幸福」を目指すところに魅せられた、とお聞きましたが、さらに詳しく言うとしたら、どうでしょうか。

進士：倒産・事業再生案件では、多対多の法律関係をマクロの視点から相対的に俯瞰して見ながら、必要に応じて一対一の法律関係に解きほぐしていくことが肝要です。法律家としての地力と胆力が必要な案件だと思います。同時に、有事の際に、また場合によってそれ以前から、法人の日常業務全般を見ていく仕事ですから、取り扱う内容は、対象



企業の営業、製造、人事労務、ガバナンス、コンプライアンス、会計、総務等の多岐にわたり、また、倒産法のみならず、会社法、労働法、知的財産法、租税法など、法律実務家としての知識をあらゆる場面で駆使できる刺激的な仕事です。さらに、倒産・事業再生案件を手がけることで深め得た知識と経験は、企業法務の分野で顧問会社の方々への法的アドバイス・事件処理にフィードバックして、十二分に生かされています。

寺 嵐：進士先生は、新司法試験の考査委員や司法研修所の民事弁護教官など、公益活動にも積極的に取り組んでいますね。

進士：新司法試験は平成20年～22年度に商法の考査委員を務めました。半年にわたる作問と約2ヶ月の採点期間は時間の捻出に苦労しましたが、斯界の一線級の学者や実務家と商法の分野で意見交換し、共同作業できたことは得難い経験でした。司法研修所の民事弁護教官は平成25年度に任命され、現在2年目ですが、こちらも、同僚の民事弁護教官や同クラス担当の裁判官、検察官など、第一線で活躍する法律実務家との協働によって、明日の司法を担う未来の法曹を自分の手で育てるというまたとない機会であり、日々やり甲斐をもって取り組んでいます。私がこのような活動に積極的に取り組み、顧問会社、業界団体、弁護士会などから依頼される講演・執筆・取材なども可能な限りお引き受けしているのは、社会の中で生かされている法律事務所であり弁護士ですから、法務のプロフェッショナルとしての知識と経験を、社会に幾許かでもお返ししたいという気持ちからです。

寺 嵐：先ほど篠崎先生がおっしゃった弁護士としての使命、人権擁護と社会正義の実現に関する、進士先生なりのアプローチの一つということですね。

進士：そうです。と同時に、私のこういった活動が、当法律事務所のステイタス向上に繋がればいいな、という考えもあります。

寺 嵐：ありがとうございます（笑）。

【以下、次号に続く。】

8 10時過ぎ、出勤。
普段はもう少し早く出勤していますが、昨夜は異業種交流会が大いに盛り上がったせいで、ちょっと寝坊してしまいました。他の弁護士にばれないように、こっそりと自席に向かうも、事務局が大声で「おはようございます!!」なんて言うものだから、出勤時間がバレバレ。その様子を見て、I弁護士が笑っています。自席に着くと、早速メールチェック。



11 11時、打合せ。
弁護士2年目に入り、一人で依頼者との打合せに対応することも増えました。打合せ後に、所長に打合せ結果を上手くまとめて報告しなければと思い、一生懸命メモを取ります。



13 13時、昼食。
所長への打合せ結果の報告を怒られることなく無事に終わることができました。虎ノ門周辺にはお手頃価格でランチを食べることができる店が多くあるのですが、インターネットでゴルフの新商品をチェックしなければならないので、コンビニ弁当です。エネルギーをチャージできたので、相手方代理人との電話交渉で少々ヒートアップしてしまいました・・・(苦笑)。



15 15時、裁判期日。
担当している事件の弁論準備手続期日に出頭するため、東京地方裁判所に向かいます。裁判官への説明もなかなか様になってきました(かな?)。裁判所から戻った後は、記憶が薄れないうちに、依頼者宛ての報告書の作成です。



17 17時、文献調査。
事務所内の執務スペース裏手にある書庫に行き、文献を調べます。思わずウトウトしていると、O先生が「ふ〜っ」とため息をつきながら疲れた様子で書庫に来たので、ハッと目が覚めました。



18 18時、起案。
事務所に掛かってくる電話も少なくなり、事務局も退所し始めたので、いよいよ起案時間のスタート。先輩弁護士のような起案スピードはまだですが、週末のゴルフのために気合を入れ直して起案に取り組むぞ!!



0 0時、帰宅。
何とか書面を完成させ、所長にメールを送ったところで本日の仕事は全て終了!! 無事、終電に間に合いました。



これからの税制改正



税理士 藤代節子

相続税や所得税といった個人の税制では、大きな改正が続きます。主な改正項目の適用時期は下図のとおりです。

消費税をはじめ、全体的に増税傾向です。

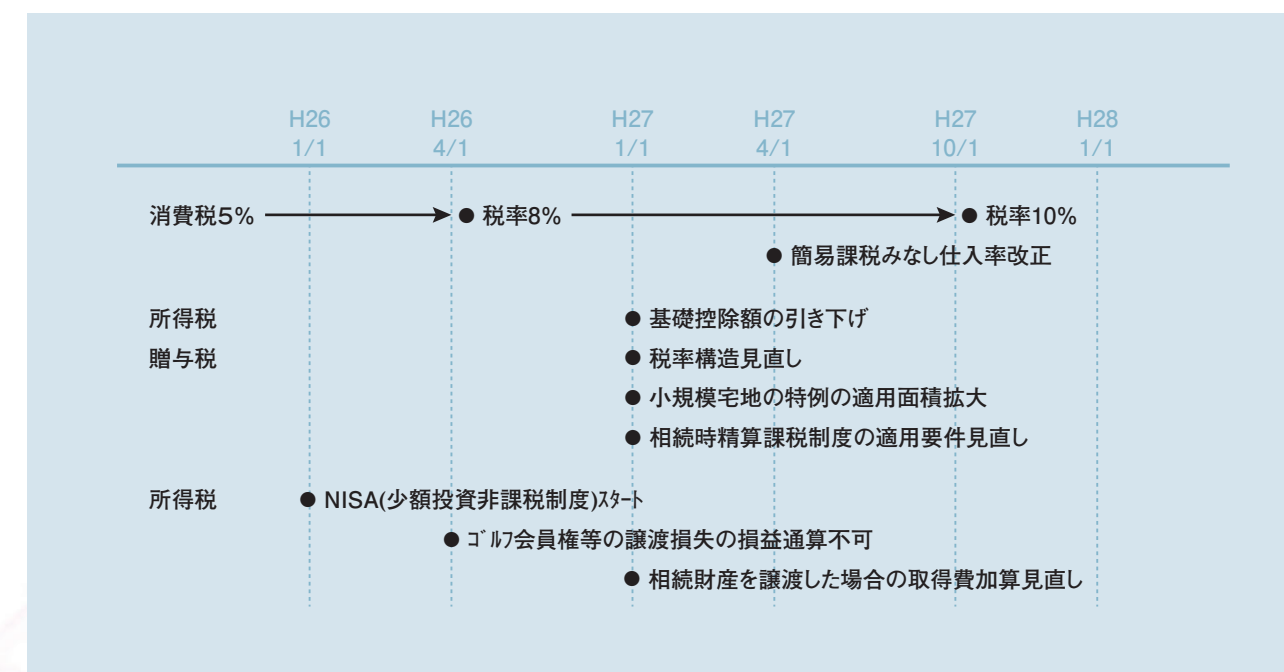
まず、相続税の基礎控除が現行の5千万円+1千万円×法定相続人の数から、3千万円+600万円×法定相続人の数に引き下げられます。相続人3人では、8千万円から4千800万円に減ることになります。持ち家と預貯金があるだけで相続税の申告が必要となってしまう金額ですが、このような場合は自宅敷地が330㎡まで80%減される小規模宅地の減額の規定を使えば税額ゼロ、ということも多いと思われます。

贈与税では、上の世代から次の世代に資産を移すことを促す相続時精算課税制度が拡充されます。現行では65歳以上の父母から20歳以上の推定相続人への贈与が対象ですが、60歳以上の父母又は祖父母から20歳以上の推定相続人又は孫への贈与が対象となります。

ただ、精算課税制度の適用を受けた財産は相続財産にプラスされて課税し直されます。110万円まで非課税となる一般贈与に戻れず、相続税が増税となるため、本制度の利用は慎重に考えた方が良いでしょう。

相続財産を売却した際には、納めた相続税の一部が譲渡税の経費となる取得費加算の特例があります。相続した全ての土地等に対応する税額から、譲渡した土地等のみに対応した税額に限定され、隠れた増税となっています。

相続税自体も増税ですが、納税資金を確保するための土地売却に掛かる税金も増税となります。万一の場合にどれだけ資金が必要なのか、遺言等を見直しておくことも大切になってきます。



反社との面談・交渉の仕方について（その5）

不動産会社管理部長 面談時の心構えとして「しゃべりすぎない」というのはどういうことですか。

弁護士 「しゃべりすぎない」とは、必要最小限のことしか言わない、相手につける隙を与えないということです。前回も言いましたが、如何に相手に食われないように防御するかという観点から導かれるものです。

部 例えば、キーパー川島と10人の今野でニッポンゴールを死守するようなものですか。

弁 いいえ、11人の川島で上野樹里さんの部屋を守るようなものです。

部 それだったらもっといい防犯がありますって、先生、それ他社のCMなんですけど!!

弁 失礼しました!!

部 なるほど、しゃべりすぎると、突っ込まれるリスクが大きくなるんですね。芸人は大変ですね。

弁 そのとおり。私もつついしゃべりすぎてしまうのですが、「できません。理由は〇〇だからです。」という答えを愚直なまでに繰り返して回答の方が防御という点では優れているのです。沈黙を恐れてはいけません。

部 仲助に竜助はつつこめるけど、竜助に仲助はつつこめませんね。でも、それでは相手は納得しませんよね。

弁 相手を納得させる必要はありません。相手の要求に応じる法的義務がないのと同様、相手が納得するまで説明を続ける法的義務もないのです。当社の説明を聞いて相手が納得できないと言えば、お互いの見解が異なることが明確になったわけですから、あとは裁判所の判断を求めるしかないでしょう。

部 でも、こちらの説明を聞いて納得して帰る場合もありますか……。

弁 それは、納得したから帰ったのではなく、自らの不当要求が通らないと察知して、ここは要求を引っ込めた方が得だ（逮捕されないために等）という判断の下に、納得した振りをして帰っただけなのです。

部 なるほど。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。



弁護士 小川 幸三

弁 ですので、「誠意をもって話せば相手も判ってくれる」という考えは捨てて下さい。

部 判りました。

弁 それから、領土問題・同和問題について知識を有する担当者が、相手方の挑発に乗ってか、或いは義憤に駆られてか相手方と議論をしてしまう場合がありますが、これは懲戒事由に匹敵するくらい問題のある行為ですから絶対にさせないでください。

部 どういうことですか。

弁 その社員がどんなに勉強していたとしても、知識量・理解度では彼らには敵わないわけで、必ずミスが咎められ、そのミスは会社の社員教育に問題があると言って会社へ責任追及する材料に利用されるだけで、会社にとっては大変迷惑な話なのです。そもそも担当者は、会社と相手方との間のある法律関係に関して会社から相手方と面談交渉する権限を与えられているだけです。会社の見解とは関係のない自己の見解を述べる権限もないのです。

部 そのとおりですね。そうすると、例えば相手方から同和問題についての議論をふっかけられたらどう対応すればいいですか。

弁 そのときも議論しません。「私は、〇〇という問題について当社の見解をお伝えするためにお宅様と面談しているのであって、同和問題についてお宅様と議論することはできません。」ですね。

（続く）



動産仮処分執行（売掛金の回収）

当事務所では、担当弁護士と事務局がチームを組んで民事執行に対応しております。そこで、今回は、事務局の立場から、一般的に馴染みが薄い動産執行を、イメージしやすいよう事案に沿ってご紹介させていただきます。

あるクライアントより、商品を納品している商店が倒産したようなので、売掛金の回収をしてほしいとのご依頼をいただきました。

そこで、担当弁護士がクライアントと打合せをした結果、クライアントと債務者である商店とは集合動産譲渡担保契約を締結していたので、売掛金回収の手段として、動産占有移転禁止仮処分命令申立及び同執行を行うことが決まりました。

実際の手続としては、管轄裁判所の保全部に仮処分命令申立書を提出し、担当弁護士と裁判官との面接が行われ、裁判官から担保決定（仮処分担保金の金額と納付期限が決められます）が口頭でなされます。これを受けて、管轄法務局に担保金の供託手続をし、そのまま管轄裁判所保全部へ行って、担保金の受け入れ手続を行います。そして、翌日午後3時に仮処分決定が発令されるので、その決定書の交付を受けることになります。

仮処分決定書の交付を受けた後、執行裁判所に執行申立書を提出し、併せて執行予納金を納付します。そして、その場で執行官と執行日時の打ち合わせをすることになります。

執行官との執行日時の打合せの際に、執行補助者（執行の作業を専門とする業者）や商店の鍵を解錠する技術者（いわゆる鍵屋さん）を当方が執行官かどちらが手配するかについても打合せを行います。執行補助者は、本来、執行官の補助者となるのですが、債権者である当方の指示にも従ってもらえるよう、当方において執行補助者を手配することになり、執行官が解錠技術者及び執行立会人を手配することが確認されました。

そして、執行当日、執行官、立会人、解錠技術者、執行補助者、弁護士及び事務局で執行に着手します。



事務局 北出 誠之

まず、解錠技術者が執行官の指示に従い、商店のシャッターの鍵を解錠し、店内に入りました。店内に入ると商品はほぼそのままの状態に残っており、陳列棚にはぎっしりと在庫商品がつまっていました。

仮処分の執行がされたことを公示するために「公示書」を貼ることになるのですが、どのように仮処分の対象となっている商品を特定して公示したらよいのかを現場で話し合いました。「商品を種類ごとに分類し、数を数える?」、「いや、膨大な数の商品があり、そんなことをしていたら明日になっても終わらない。」、「それでは、陳列棚ごとに分類して表示する?」などと議論し、最終的に、陳列棚ごとにビニールの紐を括り付けて公示書を釣り下げの方法で公示することが決定されました。

翌日、担当弁護士が商店の代理人弁護士に対し、「昨日、動産占有移転禁止仮処分の執行をしました。破産管財人が選任されたら、執行したことを伝えて下さい。」というFAXを送信し、あとは破産管財人からの連絡を待つだけとなりました。

その後、破産管財人が選任され、破産管財人から「仮処分執行をされては仕方がないですね。」という連絡が入りました。そして、担当弁護士が破産管財人と協議した結果、クライアントに店内の商品を引き渡すことが合意され、クライアントは商品を引き揚げ、その商品を売却し、売却代金を売掛金に充てることによって、売掛金の回収に成功しました。

当事務所では、不動産執行、動産執行及び債権執行に精通した事務局があり、弁護士とチームを組んで民事保全・民事執行に対応しておりますので、民事保全・民事執行でご相談があれば、お気軽に当事務所までご連絡ください。

近況報告

今号は、近況報告のテーマを『今、自分が好きなもの（こと、場所etc.）』とし、いつもの顔写真に代えて、各自に好きなもの（etc.）の写真を持ち寄ってもらいました。表紙や記事内容も、少し趣向を変えてみましたが、いかがでしたでしょうか。感想等、お寄せいただけましたら幸いです。〈夏号編集担当：寺嶋〉

弁護士 篠崎 芳明

今大切にしているものは、私が昭和42年（1967年）4月の弁護士登録時に買入れた柘植の印鑑です。現在も職印、銀行印として使用しており、この47年余り、私が毎日肌身離さずに持ち歩いている正に「伴侶」です。印影は、すっかり角が取れてしまい、姿、形も全体に黒ずみ、一見すると古いぼれた感じもしますが、まだまだ現役として毎日私と一緒にしっかりと働いております。いつまでも頑張りましょう。よろしくお願ひね。



弁護士 進士 肇

2月23日(日)の東京マラソンでは、4時間19分04秒の自己ベストで完走。4月20日(日)のかすみがうらマラソンでも4時間20分36秒と安定した記録を残せました。余勢を駆って、6月1日(日)にウルトラ系「柴又100キロマラソン」の60kmの部にトライ。真夏日となった猛暑の中、水をかぶり過半を歩きながら、8時間33分11秒でフィニッシュしました。ばっちり体力をつけて、司法研修所民事弁護教官2年目、67期集合修習・68期導入修習に突入します。8月から12月まで5ヶ月間の長丁場を、担当クラス計約300名の司法修習生たちと共に駆け抜けます。



弁護士 小川 幸三

Sweet Sofii
俺が弁護士になったときから、いつも俺を見守ってくれた。俺の疲れた体をいつもお前は癒してくれた。何度夜明けのコーヒーをお前と一緒に飲んだことか。俺のいないときに、悟郎がお前に近づいたが、お前は見向きもしなかったな。俺も年をとったが、お前もだいぶ疲れてきた。肌はがさがさ、でもそれでいい。俺がこの仕事を続けてこれたのも、お前がそばにいてくれたおかげだ。ありがとうSofii。



弁護士 寺嶋 毅一郎

糖質制限ダイエットばやりの昨今、「白米は贅沢品だと思ってます。」などと言う人も。贅沢品だから日常生活から省いてもいい、省くべきだ、というポリシーでしょうか。でも、おっしゃるとおり、たとえ「贅沢」だとしても、僕はこの「贅沢」を愛しています。写真は、ある日の仕事帰り、ビールと「贅沢」の大盛り。写ってないけど主菜はフリスビーサイズのメンチカツ。旨かった！



弁護士 杉山 一郎

半年ほど前に買った万年筆です。子供用ですが、とても書きやすいとの評判なので、入手しました。とても気に入っています。またニブにニコニコマークが彫られていてラブリーです(写真ではよく見えませんが)。キャップと同じオレンジ色の冬柿というインクを入れて赤ペン代わりに使っています。ビタミカラーで癒やされます。



弁護士 中山 祐樹

当事務所から徒歩20分ほどの芝公園周辺は、都心でありながら緑に囲まれており、都内でも好きな場所のひとつです。写真は、昨秋、カメラを片手にこの付近を散策していた際、増上寺近辺から東京タワーを撮影したものです。夏が過ぎ、涼しくなった頃に訪れれば、銀杏や紅葉を楽しむことができ、おすすめです。



弁護士 石黒 一利

先日、二人目の子どもが生まれました。男の子です。ペットのワンコもオスなので、長男、次男、私と石黒家は男所帯になりました。妻の子育てを心配している様子を尻目に、私としては、遊び相手が増えたことを内心でウキウキしています。一緒にゴルフに行きたいなあ、野球を観戦に行きたいなあ、などと日々遊ぶことばかり考えている今日この頃です。



弁護士 鈴木 哲広

時折、旅先などで妻と陶芸を楽しんでいます。もともとは知人からいただいた体験型チケットで挑戦したのがきっかけで、今では土のぬくもりのとりこに。指先に神経を集中させながら、無心で粘土と格闘すること小一時間。後日、釉薬が塗られて自宅に届いたときの喜びはひとしおで、わが家では専ら自分たちで作った陶器で食事をしています。



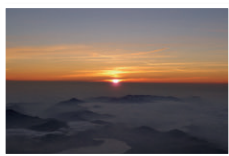
弁護士 鶴岡 拓真

最近マイブームのみたらし団子です。この甘塩っぱさともちもち感がたまりません。日本文化の至高だと思います。その上、近頃のコンビニエンスストアにも置いてあるという手軽さなのでつつい買いに行っています。ただ、こいつが原因で最近体重が増加傾向にあるので、食事のカロリーを気にするようになりました。でもこいつはやめられません。



弁護士 山口 和男 (客員)

アベノミクスの第1の矢である「大胆な金融緩和」と第2の矢である「積極的財政出動」により、確かに、日本の景気循環を上昇させ、消費増税に対する対策にも景気上昇局面における下支え効果が見受けられ、政府の努力に敬意を表します。しかし、いずれの成果も国の債務を増加させた金融緩和を主因とする消極的なものであり、第3の矢としての国の「財政改善」の成果こそが最も期待されるものです。



弁護士 清水 恵介 (客員)

所属替えの報告ではありません。5月24日、この大学で日本成年後見法学会の学術大会があり、実務家主体の報告者に交じって、「論点整理」として10分ほど初登壇してきました。その他、私が編者となった「任意後見契約書の解説と実務」(三協法規)の刊行、早稲田法学(89巻2号)や銀行法務21(769号)への初寄稿などもありました。



税理士 藤代 節子

20数年前は結構熱いお茶の間野球ファンで、野球雑誌を買ったりしていました。セ・パ優勝、日本シリーズ、選手名鑑号は未だ捨てられず、数年分を実家に保管しています。当時の選手名鑑は家族構成や住所といった個人情報まで載っていて、今では考えられない時代の親さを感じさせます。

